

第21号議案

府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 3 月 22日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市職員の昇給制度について、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項を次のように改める。

- 7 第5項の規定にかかわらず、55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員は昇給させない。ただし、当該職員で第4項に規定する期間を特に良好な成績で勤務したものについては、市の規則で定めるところにより昇給させることができる。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。